1）この場所で大切にすべき景観の確認

上位計画での位置づけを踏まえた上で、平成１８年度グランドプランから読み解く。

■平成１８年度グランドプランにおける景観形成のコンセプト（Ｐ２８中段）

・豊かな自然と茅ヶ崎文化、そして雄大な景観を感じ続けることができる海岸として守り育てる。

・茅ヶ崎海岸の生態系を保全・復元し、人々がほっとする海岸として、デザインコントロール（景観誘導基準）とアクションコード（景観行動基準）に基づき景観を修復してゆく。

■平成１８年度グランドプランにおける場所ごとの規制・誘導の方針（Ｐ２８下段及びＰ３１）

Ａ地区
- ○地区内の美化促進
- ○生態系に配慮した緑化の促進
- ○広告物、看板の位置、大きさ、デザイン等の規制
- ○ゆとりある住棟間隔の確保
- ○建築物の意匠、形態、色彩等の統一
- ○海岸の景観と調和した地区景観の形成
- ○漁村としての特色を活かした景観形成

Ｂ地区
- ○周辺の自然環境に配慮した適切な照明
- ○植栽による緑化空間の確保（海岸の生態系に配慮）
- ○眺望を阻害する屋上広告物の設置規制
- ○広告物、看板の大きさ、デザイン等の規制
- ○海への眺望を確保する建築物配置、空間の確保
- ○景観に配慮した建築物の高さの制限
- ○遠景に馴染む景観の形成
- ○統一したデザインコンセプトによる地区景観の形成
- ○交流空間にふさわしい景観の形成

Ｃ地区
- ○海岸にふさわしいサインデザイン
- ○中海岸プールの改修
- ○ゆとりある住棟間隔の確保
- ○建築物の意匠、形態、色彩の調和
- ○海岸におけるレジャー拠点にふさわしい景観の形成
- ○Ｂ地区と一体となった景観形成

■景観形成方針図（Ｐ３２）

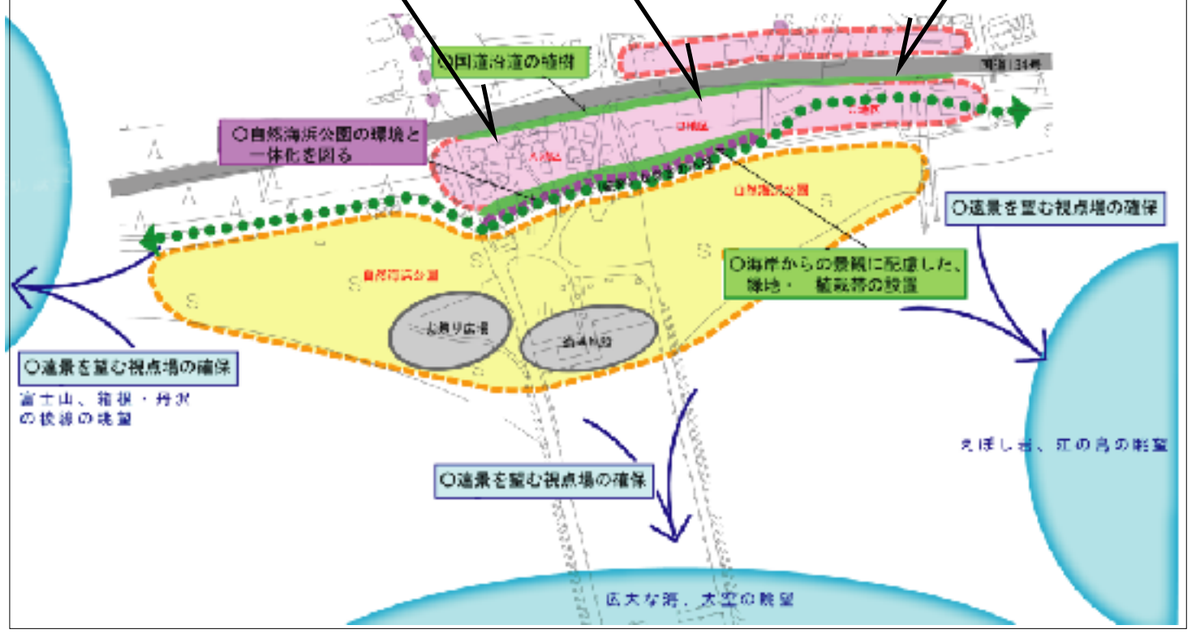

■茅ヶ崎海岸景観形成の基本方針（Ｐ２８中段）

グランドプランから読み解く　この場所で大切にすべき景観

眺望（富士・箱根・丹沢）海（相模湾）松林（砂防林）海浜植生（砂浜）地区特性（漁港・海水浴場）
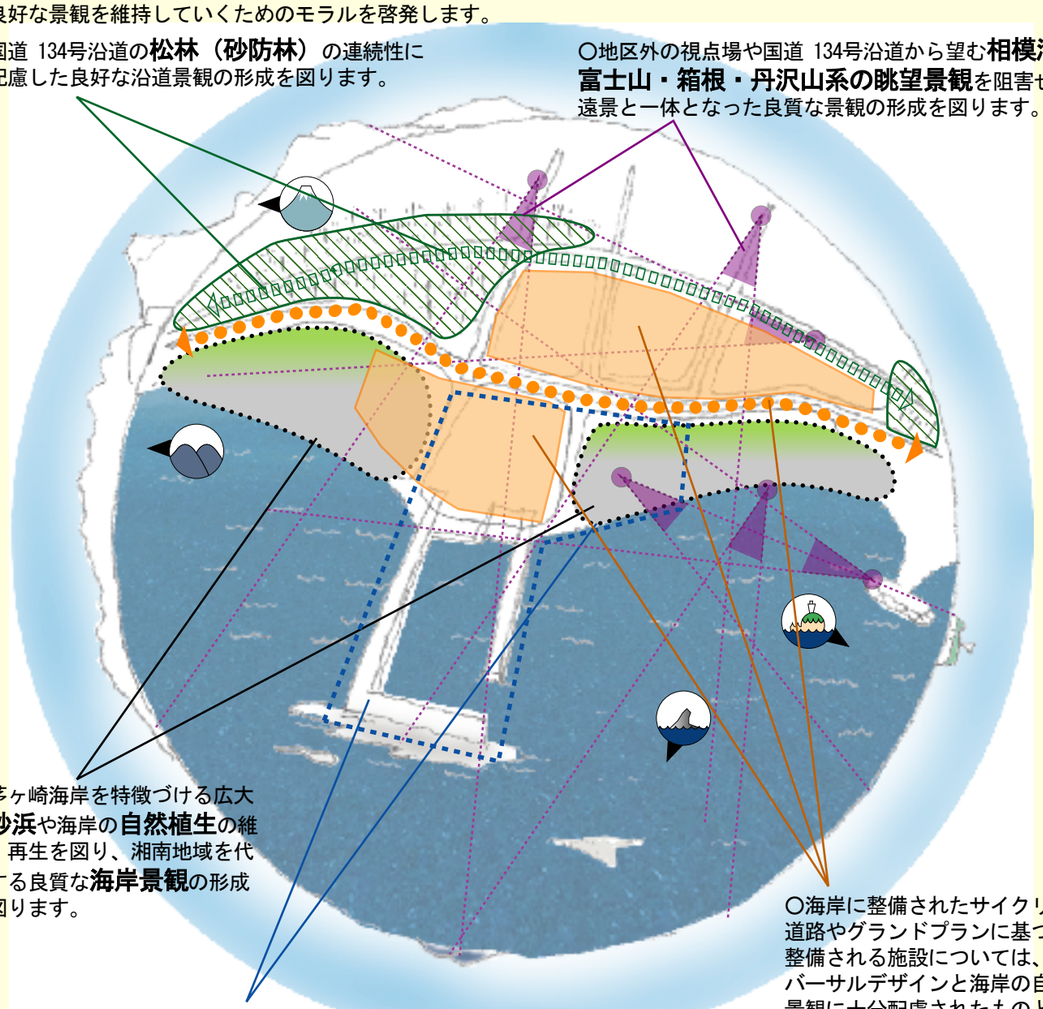
- ○潜在的な茅ヶ崎海岸の景観を形成する**砂浜や松林等を基本**とした自然景観の形成を図ります。
- ○地区内の公共施設については、本地区の良好な景観形成の先導的な役割を担うものとして整備します。
- ○良好な景観を維持していくためのモラルを啓発します。